

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月25日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）生鮮市場TOP新座店

埼玉県新座市野火止六丁目116番1

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（1）交通問題

- ① 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、登下校時における工事関係車両等の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- ② 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- ③ 当該店舗西側にある市道第106号線は、指定時間帯車両通行禁止（いわゆるスクールゾーン）の交通規制が設置されているため、交通規制時間帯は当該店舗への入店経路を指定するなど、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- ④ 本市の基準では、商業施設は店舗面積30平方メートルごとに1台以上の駐車場施設が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施工願います。
- ⑤ 本市の基準では、店舗面積10平方メートルごとに1台以上の自転車置場が必要です。計画台数が市の基準値を下回っており、算出根拠の明示を求めることになりますが、計画概要の中で指針の参考値を根拠として明示されているため、計画のとおり施工願います。
- ⑥ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛してください。また、付近にスクールゾーンがあるため、規制時間帯における車両の通行が生じないよう万全を期してください。
工事中は、工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。
- ⑦ 開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。
- ⑧ 車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入

口の事故防止のため、計画のとおり敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

- ⑨ 警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。
新座市道第 106 号線の道路後退部分に外側線を標示してください。
- ⑩ 交通事故・交通渋滞が生じないようにしてください。
- ⑪ 従前の意見書を踏まえ交通安全に必要な対策を行ってください。
また、令和 6 年 10 月 2 日の交通協議において、埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課から指摘があった出入口②について、北側が東野小学校の通学路になっているので、右折入庫の徹底を図ってください。

(2) 騒音問題

- ① 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施 7 日前までに当該作業の実施を届け出てください。また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。なお、特定建設作業に該当しない工事の施工についても、周辺的生活環境の保全に努めるとともに近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- ② 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないように十分配慮してください。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- ③ 20 台以上駐車ができる自動車駐車場（トラックターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めてください。
- ④ 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の 30 日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の 30 日前までに届け出てください。

(3) 光害問題

- ① サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(4) 「大型店、チェーン店に求める地域商業貢献」での視点

- ① 新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成 19 年 9 月 28 日 条例第 27 号）第 4 条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

2 縦覧期間

令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 25 日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター